

(案)

**社会福祉施設等調査及び
介護サービス施設・事業所調査の
改善に関するワーキンググループ
～ 報告書 ～**

平成 29 年 6 月

I 現状と課題

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査は、全数調査として、平成 20 年調査までは、施設・事業所に対し都道府県等による調査票の配布・回収（一部の調査票は厚生労働省による郵送）により調査を実施していた。

平成 21 年調査より、厚生労働省が委託した民間事業者による郵送での調査票の配布・回収による調査方法を導入したことにより、全数の回収が困難になっている。

このため、平成 24 年調査より、行政記録情報を活用し、基礎的な項目（施設・事業所数、定員等）については「基本票」として全数を把握できるようになったが、利用者数、従事者数などの詳細な項目を把握する「詳細票」については、全数の回収ができておらず、かつ、未回収分の補完をしていないため、実態とのかい離が生じている。また、調査年ごとに回収率が変動するため、実数での経年比較が困難な状況にあるなど、調査結果の正確性及び有用性の向上が課題となっている。

また、高齢化の進展等により、施設・事業所数の大幅な増加が見込まれるため、被調査者負担の軽減及び調査実施の効率化を図ることも課題となっている。

これらの課題に対応するため、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に、「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、有識者による検討を行った。

II 見直しの概要

1 見直しの方向性と期待される効果

(1) 基本票

施設・事業所数等の基本的情報については、これまでと同様に、都道府県等を対象とした基本票により、毎年全数を把握する。

(2) 詳細票

I の課題に対応するために、利用者数、従事者数などを把握する詳細票について、全数調査から標本調査へ移行することで、次のような効果が期待されることから、平成 30 年度より標本調査として実施する。

① 調査結果の正確性及び有用性の向上

標本調査への移行後は、これまでの未回収による非標本誤差に加え、新たに標本誤差が加わることになるが、回収率が向上して非標本誤差が縮小し、標本誤差より非標本誤差の縮小の効果が大きくなれば、精度の維持・向上が見込まれる。

また、1 / 1 抽出のサービスを含む全てのサービスにおいて母集団全体の状態を

推計することで、実態に合った結果となり、正確性が向上する。さらに推計値による経年比較が可能となり、有用性も向上する。

② 被調査者負担の軽減及び調査実施の効率化

標本調査への移行により、調査客体数の縮減が見込まれるため、被調査者の負担軽減及び調査実施面での事務の効率化が図られる。

2 具体的な標本設計

(1) 基本的な考え方

両調査により得られた数値は、国又は都道府県において、主に保育士や介護従事者の人材確保対策を検討する際の基礎資料として活用されている。このため、標本調査への移行に当たっては、サービス別に、中心的な職種の都道府県別数値の精度を維持することが可能な標本数を確保する。

具体的には、サービス別に中心的な職種の都道府県別従事者数及び常勤換算従事者数の標準誤差率が5%以内となることを目標精度とする。

(2) 抽出方法

前年調査で得られた名簿に記載された施設・事業所を母集団とし、サービス、都道府県及び施設・事業所の規模（通所介護はサービス、都道府県）を層とする層化無作為抽出法により抽出する。

(3) 標本調査の対象サービス

平成25年調査結果を用いて、標準誤差率が5%以内となるよう設計した抽出率に、これまでの回収率及び廃止の状況を勘案して標本設計を行った結果、抽出対象は以下の6つのサービスとする。

社会福祉施設等調査	保育所
	有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅以外)
介護サービス施設・事業所調査	訪問介護
	通所介護
	居宅介護支援
	介護予防支援

上記以外のサービスについては、1/1抽出とする。

(参考) 平成 25 年調査結果を用いて抽出率を試算した結果

対象サービス	母集団	中心的な職種	抽出率
保育所	23,427	保育士	1.2/10
有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅以外)	8,502	介護職員	6.1/10
訪問介護	32,761	訪問介護員	4.0/10
通所介護 ^(注)	23,079	介護職員及び 看護職員	6.5/10
居宅介護支援	37,540	介護支援専門員	2.2/10
介護予防支援	4,539	専門職員	5.6/10

注：通所介護の算出となるデータは、平成 27 年調査結果を用いた。

(4) 結果の推計方法

サービス別、都道府県別に、母集団全体の状態を推計する。

(5) 結果の表章

標本調査への移行後は、詳細票の集計結果については、都道府県別までの表章とする。

なお、基本票による集計については、従来と同様に市区町村までの地域表章とする。

Ⅲ 今後の取組について

1 利用者及び被調査者への周知

全数調査から標本調査への移行により、調査結果の集計方法や調査実施方法がこれまでと変更になることから、調査結果の利用者及び被調査者に対し、留意点を周知する必要がある。

(1) 調査結果の利用者への周知

平成 30 年調査以降の詳細票の結果は推計値となるため、平成 29 年調査以前の集計結果と実数での比較を行うことができなくなる。このため、利用者に誤解や混乱が生じないよう適切な周知を行う必要がある。

なお、平成 30 年調査以降は、同様の調査方法により実施するため、その連続性は確保される。

(2) 被調査者への周知

標本調査への移行により、抽出率が1／1以外のサービスの施設・事業所においては調査客体にならない場合もある。このため、調査客体となる年とならない年が生じることを周知するなど、混乱が生じないように対処する必要がある。

2 回収率向上のための取組

両調査においては、これまでも、回収率向上のための取組を多方面で行ってきているが、こうした回収率向上の取組は精度の維持・向上の観点から重要なものである。標本調査への移行後は、回収率の向上がより重要になるが、調査客体数の縮減に伴い未回収客体数も減少すると考えられることから、施設・事業所の属性を考慮した協力依頼範囲の拡大・重点化など未回収客体への対応を充実させていく必要がある。

なお、回収率向上に向けては、これまでの取組に加え、オンライン調査の活用も含めた更なる取組について検討していく必要がある。